

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「地球環境を大切にし、食生活の提案を通して人々の健康的な生活向上に貢献する」という企業理念のもと、企業価値の最大化を目指し、経営上の意思決定及び業務遂行について、その迅速な対応が不可欠となっております。また、コンプライアンス経営が求められている昨今、当社は透明で公正な経営が最も重要な課題のひとつと位置づけて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、取締役会に加え、週1回全取締役・常勤監査役・経営企画室出席のもと「経営会議」を開催し、的確でスピーディーな意思決定や様々な課題に対する幅広い意見交換を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 靖	839,500	11.89
中村 澄子	782,000	11.08
創健会(取引先持株会)	599,000	8.49
太田油脂株式会社	590,000	8.36
株式会社横浜銀行	317,000	4.49
有限会社タカ・エンタープライズ	196,000	2.77
原田 こずえ	189,750	2.68
創健社従業員持株会	172,850	2.45
月島食品工業株式会社	172,750	2.44
福岡 文三	133,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は常勤監査役1名、監査役2名で行っており、監査役2名が会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役監査は会計監査人から監査概要報告書等により監査の結果について詳細な報告と説明を受け、相互の意見交換を行い、その監査の実効性を高める努力をしております。
 なお、定款上の監査役の数、4名以内としております。

社外監査役を選任している状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
的場 堅志	他の会社の出身者														○
鈴木 久衛	税理士														○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
的場 堅志	○	—	社外監査役的場堅志氏は、当社の前株主名簿管理人の会社の出身者であり、経営に関する高い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は平成27年3月末時点において、当社の株式1,000株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社及び当社グループと同氏との間には、それ以外の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は過去において株式会社だいこう証券ビジネスの監査役を兼任しておりましたが、当社グループと当社及びその関係会社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役に

			選任しております。
鈴木 久衛	○	—	社外監査役鈴木久衛氏は、税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は平成27年3月末時点において、当社の株式3,000株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社及び当社グループと同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査役会、内部統制委員会及び経営企画室において適宜報告及び意見交換がなされております。当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役6名中の1名を社外取締役とすること及び監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、会社を黒字化体質に再生することを最優先に考えております。そのため、取締役へのインセンティブ付与については当分の間予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度の取締役は5名で報酬総額は35,100千円になります。(社外取締役はおりません。) 上記金額には前事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に専任のスタッフは配置されておませんが、内部統制委員会及び管理本部総務経理部がスタッフ業務を務めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行

経営上の意思決定及び業務遂行について、その迅速な対応が不可欠であり、また、コンプライアンス経営が求められている昨今、当社は透明で公正な経営が最も重要な課題のひとつと位置づけて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、毎月1回開催の取締役会に加え、週1回全取締役・常勤監査役・経営企画室出席のもと、また必要に応じて報告、連絡、相談または提案のある部門統括責任者を同席させ、「経営会議」を毎週開催し、的確でスピーディーな意思決定や様々な課題に対する幅広い意見交換を図っております。

また、法務問題については顧問弁護士の助言をいただいております。

2. 監査・監督

内部監査につきましては、内部統制委員会が担当しております。監査基準は社内規程の内部監査規程によっております。また、監査役監査は常勤監査役1名と社外監査役2名で実施しています。

3. 指名、報酬決定等

取締役候補者の選定や報酬の内容決定に関しては、社内規程の取締役会規程によっております。

4. 会計監査状況

当社は、監査法人保森会計事務所と監査契約書に締結しております。

会計監査の状況については以下の通りになります。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

代表社員 業務執行社員： 若林 正和(監査法人保森会計事務所)

代表社員 業務執行社員： 大東 幸司(監査法人保森会計事務所)

(2)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 - 名

(3)監査報酬の内訳

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 20,000千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、ガバナンス体制の充実のために、経営陣から一定の距離のある社外取締役1名及び社外監査役2名が毎月取締役会に参加しており、取締役会に対して社外の立場から意見や助言を行う等、経営意思決定の透明性に寄与し、当社の企業規模や経営環境から総合的に判断した結果、当社の業務執行と透明性が確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動を年1回実施しております。直近の実施は平成27年6月19日に開催し、実施内容は社長が平成27年3月期決算の概要と今後の展望を説明し、参加者は証券アナリスト、新聞社等、その人数は55名です。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて掲載している投資家向け情報は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、上記のアナリスト向けの会社説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は取締役管理本部長、IR担当部署はシステム広報部広報課、IR事務連絡責任者は広報課長岸野将澄となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、株主優待制度を設けて、当社基準により当社商品を進呈しております。また、従業員持株会を組織し、会員には当社基準により奨励金を付与しております。 当社社外取締役及び連結子会社高橋製麺株式会社監査役は、女性であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社の内部統制システムといたしましては、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、係る体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めます。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに総務経理部長に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

(2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、(組織規程)、(業務分掌規程)及び(職務権限規程)において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

(3) 取締役と経営企画室が連携を図り中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役等が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部統制委員会と経営企画室の連携による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

(2) 監査役は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

9 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関連団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記、9. 反社会的勢力排除に向けた体制に記載したとおりであり、所轄警察署暴力団排除対策推進協議会に加盟しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

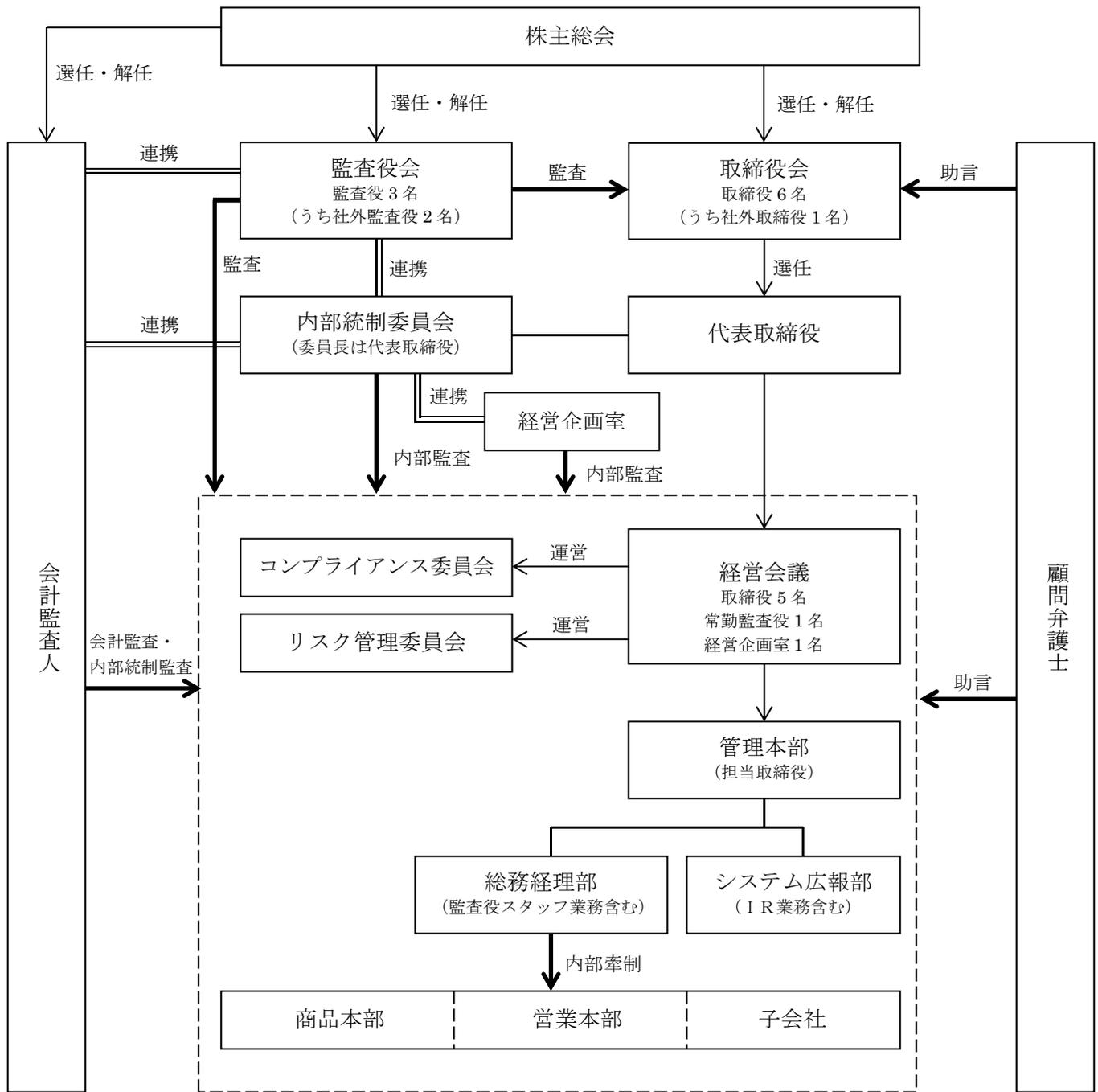
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

「内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図」



「適時開示体制の概要（模式図）」

